

令和8年8月31日

第 9 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和8年8月31日（月） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758会議室

付議事項

議案第 35 号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第 36 号 農地法第4条の規定による許可申請書について

議案第 37 号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第 38 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について

議案第 39 号 農用地利用集積計画案の意見聴取について

報告事項

第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第 3 号 非農地証明について

第 4 号 非農地判断について

出席委員

1 番 池田 毅	2 番 柏木 健二	3 番 小山 英龍	4 番 田中 慎二
5 番 山田 修	6 番 立花 達也	7 番 前本 龍治	8 番 水場 光輝
9 番 今井 満	10 番 亀山 博司	11 番 中村 正美	12 番 秋光 貴志
13 番 大道 正孝	14 番 竹内 誠	15 番 新田 隆次	16 番 吉田 数人
17 番 石田 尚則	18 番 神藤 敦美	19 番 北村 正次	

欠席委員

推進委員

荒谷 博司

事務局

城戸事務局長 倉中事務局次長 庭月野課長補佐 山本主査 藤並主任 藤岡主事

(午後2時00分)

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和8年第9回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、3番 小山委員、4番 田中委員を指名します。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図及び議案現地確認写真そして、資料「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書」を送付しています。当日配布資料として、農業委員会組織による「令和8年熊本地震義援金」の募集について、第4期呉市農地利用最適化推進委員名簿（差し替え）、それと身分証明書です。ありますでしょうか。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、苗代町字原条〇〇〇番〇、地目は畑、面積は559㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、売買するもので、譲受人は、37歳で新たに、野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

荒谷委員：推進委員 荒谷です。申請地は、広電バス苗代・平原線の苗代バス停から北東に200m程の場所にあります。とてもきれいに管理されていました。道路を挟んだ空き家と併せて購入されます。申請人は、東広島市高屋の方ですが、許可後、こちらに移住される予定です。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番と3番については、関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、呉市蒲刈町大浦字宮田新開〇〇〇〇番、地目は畑、面積は214㎡の第2種農地です。3番の申請地は、呉市蒲刈町大浦字柳迫〇〇〇〇番、地目は畑、面積は592㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、2番は譲渡人が、遠方に居住し耕作が困難なため贈与するもので、3番は譲受人の要望により贈与されるものです。譲受人は、65歳で経営規模を拡大し、カンキツを栽培するものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大道委員：13番 大道です。2番の申請地は、大浦集落内の新開地です。以前から譲受人が耕作していた農地の譲与を受けるものです。3番の申請地は、譲受人の樹園地に囲まれており、申請地の贈与を受け一体的に管理します。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：場：なし。

議長：長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：場：異議なし。

議長：長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：長：次に、議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、郷原町字西渡り川〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は279㎡の第2種農地です。転用の目的は、住宅及び駐車場として使用し、規模等につきましては、住宅1棟及び駐車場3台を置くものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び農家住宅として取り扱うため、宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山田委員：5番 山田です。申請地は、国道375号から50m程中に入った辺りです。写真にある白い建物を壊した後に、住宅1棟と駐車場として利用します。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：場：なし。

議長：長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：場：異議なし。

議長：長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：長：次に、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1

番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：１番の申請地は、莊山田村字尾曾越〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は５４９㎡の第２種農地です。転用の目的は、資材置場及び駐車場用地として使用するため売買するものです。規模等につきましては、資材置場及び露天駐車場３区画を置くものです。しかしながら、写真でお分かりのように、既に資材置場等として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山田委員：５番 山田です。事務局の説明のとおりで、廃材等が置いてありました。申請地は、山奥に位置し、売買価格も適正価格のように思います。ご審議よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：次に議案第３８号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から２０年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。この制度の適用にあたっては、平成１７年４月１日以降の相続については、３年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請をしたものです。１番の申請地は、広古新開５丁目〇〇番、地目は田、面積は合計で４２６の内３９７．５２㎡の第３種農地です。平成２８年１１月１９日に相続により農地を取得したもので、畑として適切に管理されていました。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山田委員：５番 山田です。写真を見てお分かりのように、きれいに管理されています。農地をメッシュフェンスで囲っています。理由は、申請人が農作業中に、見知らぬ者が許可無く果実を

盗んで行く場面に遭遇したからからだそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定いたします。

議 長：次に議案第39号「農用地利用集積計画案の意見聴取について」を議題とします。この議案については、立花委員及び水場委員が一部当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、退席をお願いします。

(立花委員 水場委員 退席)

議 長：呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：それでは、「農用地利用集積等促進計画案」についてご説明いたします。まず本案件については、「農地中間管理事業」に関連するものであるため、まずは、事業概要について説明させていただきます。農地中間管理事業とは、県知事が指定した農地中間管理機構が、農地の中間的受け皿となり、農地を貸したい人から農地を借り受け、規模拡大や効率化を図る担い手農家へ農地を貸し付ける制度です。広島県においては、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団が農地中間管理機構として指定されております。今回提出しております貸し借りの事案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が「農用地利用集積等促進計画」を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございます。なお本案件は承認ではなくご意見をお聞きするものであり、頂いたご意見については、今後の手続きの参考とするものです。本計画案の内容としましては、お手元にお配りしております、A3の資料「利用権等設定申出書 兼 農用地利用集積等促進計画書」のとおりです。本案件は倉橋町にあります営農団地「第二水越」の農地に係るもので、貸付者4名「〇〇〇〇」「〇〇〇〇」「〇〇〇〇」「〇〇〇〇」が「農地中間管理機構」を通して借受者「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」へ農地を貸し付けるというものです。資料1枚目から4枚目は、貸付者が「農地中間管理機構」へ農地を貸し付ける旨を、5枚目から8枚目は、「農地中間管理機構」から借受者「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」へ農地を貸し付ける旨が記載されており、地番、面積、利用権の種類、設定期間も併せて記載されております。計画案の裏面には契約の基本的な約束事（又貸しの禁止など）を記載しております。農地の筆数は8筆で、総面積32,171㎡です。説明は以上でございます。ご意見がございま

したらお願い致します。

議 長：ただいま呉市農林水産課から説明がありました「農用地利用集積計画案」について、ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：なければ、本件は、農林水産課の説明のとおりとしてよろしいですか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、説明のとおりと決定します。

（呉市農林水産課 退席）（立花委員 水場委員 着席）

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この１か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、報告事項第１号の農地法第４条の規定による届出が１件、報告事項第２号の農地法第５条の規定による届出が５件ございましたので、報告します。最後に、この１か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第３号の非農地証明申請について５件を証明し、報告事項第４号の非農地判断について１６件を通知しましたので報告します。

議 長：報告事項について、ご質疑ありませんか。

議 場：質疑・意見なし。

議 長：最後にその他として、何か説明事項やご意見・ご質問ありませんか。

事 務 局 次 長：「令和８年熊本地震義援金について」説明

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし

議 長：今月出席した会議につて報告します。８月１２日は、推進委員会の任命式と研修会、８月１７日は、常設審議委員会農地部会に出席しました。８月２２日は、新任委員ブロック研修会に理事としてあいさつをさせていただきました。以上、会長として出席したことを報告します。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和８年第１０回総会は、９月３０日 水曜日 午後２時 から
場所は、呉市役所 ７階 ７５５から７５８号室です。

議

長：以上で、令和８年第９回呉市農業委員会総会を閉会します。

長時間にわたりご協議いただきまして誠にありがとうございました。

(午後２時３０分)

以上は、令和８年第９回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和　８　年　　　月　　　日

呉市農業委員会　会　長

.....

呉市農業委員会　委　員

.....

呉市農業委員会　委　員

.....